



# めむろ議会だより

2010.8 No. **117**発行/芽室町議会 編集/議会運営委員会 TEL. 0155-62-9731 FAX. 0155-62-9813 <http://www.memuro.net/> E-mail: g-shomu@memuro.net

## 平成22年第3回6月町議会定例会 一般質問

2 常通 直人 議員

- ページ
- ・スポーツしやすい環境づくりについて

4 小椋 孝雄 議員

- ページ
- ・住民基本台帳カードの取組について
  - ・公共施設の地上デジタルテレビの設置について

3 高橋 仁美 議員

- ページ
- ・本町における口蹄疫対策について
  - ・高齢者の安心安全について

5 梅津 伸子 議員

- ページ
- ・被爆の実相を後世に伝えるために
  - ・税制改正に伴う負担増と軽減策について
  - ・地域振興策について

- 7
- ・議会報告と町民との意見交換会の開催日程
- ページ

- 8
- ・意見書可決・提出
- ページ

- 10
- ・議員研修
- ページ

### 議会の動き

#### ■第5回町議会定例会（予定）

- ・会 期 9月1日（初日）8日・9日（一般質問）28日（最終日）
- ・時 間 午前9時30分 ・場 所 議場

※委員会については随時開催しますので、詳しい日程等は事務局にお問い合わせください。

## 一般質問

4人の議員が町長、教育長の町政・教育行政に対する姿勢について、たどしました。

### スポーツしやすい環境づくりについて



常通 直人 議員

**教育長：平成24年度に総合体育館の耐震工事をを行う予定である。**

Q 町では平成20年4月から特定健診、特定保健指導が導入され、指導の中では、メタボリックシンドローム解消のため、日常生活の中に運動を取り入れるよう健康的な生活を推奨している。町民の方々が手軽にできる健康保持・健康増進という観点から次の5点について伺いたい。

- (1) 過去3年間の総合体育館のアリーナ及びトレーニング室の利用者数の推移
- (2) アリーナ及びトレーニング室の利用者の声にはどのようなものがあり、また、どのように対応してきたか
- (3) 総合体育館の施設の現状の課題をどのように捉えているか
- (4) 体育施設の指定管理者と教育委員会との今後の連携強化についての考え方
- (5) 町民の健康保持・健康増進を含む運動全般に対する現状認識と今後の取組方
  - ①競技性主体の運動について



芽室町総合体育館

- ②軽スポーツや体験といった運動について
- ③高齢者等の健康づくりのための運動について
- ④生活習慣病予防対策について

A **教育長** 1点目、芽室町総合体育館のアリーナを含む全体での利用者数は、平成19年度は8万8,762人で、うちトレーニング室の利用者数は9,106人。平成20年度は9万5,530人で、うちトレーニング室の利用者数は1万1,014人。平成21年度は9万6,413人で、うちトレーニング室の利用者数は1万1,840人。

2点目、各団体、サークルなどの利用時間調整及び受付内容の簡略化など、施設の運営に関わる要望。また、アリーナ等での使用器具の更新や修繕要望など、施設の維持管理に関する要望もある。緊急性のあるものを優先して対応しているが、積み残している要望は今後の課題として計画的に実施していく考えである。

3点目、総合体育館は昭和53年に建設され、30年以上が経過している。本年度はアスベスト除去及び耐震診断を実施し、翌年度に耐震工事の実施設計を行い、平成24年度は耐震工事をを行う予定である。今後の主な老朽化に伴う改修等として、外壁、屋根塗装、暖房設備の改修などがある。なお、昨今の健康志向やメタボリックシンドローム予防、改善を目的とした運動など、町民ニーズの高まりからトレーニング室の機器の更新や最新式への増設は、急務な課題と捉えている。

4点目、施設管理の面から、指定管理者が行う定期点検・管理業務において、修繕、改修などが生じた場合、利用者の方が快適に使用できるよう協議し、必要に応じた修繕計画などを作成、予算化、そして実施へとつなげていく考えである。施設運営の面からは、社会体育施設を有効に活用した町のスポーツ振興及び健康運動などのプログラム、町民ニーズに合ったプログラムなどの提供や、さらなるサービスの向上を図るため一層の連携を図りながら、お互いの機能を発揮し取り進めていきたいと考えている。

5点目、①本町体育会に加盟している22団体、少年団20団体及び競技種目を行うクラブ組織が活動を行っており、教育委員会としては、競技種目に必要な施設・設備整備を計画的に行うとともに、各団体

等と協働しながら自主的活動を今後も支援していく考えである。

②5月に開催した「チャレンジデー2010」は、運動やスポーツを通じて健康に対する意識を高めるきっかけとなり、多くの町民の皆さんの協力をいただき、実施したところである。また、地域や団体等からの要請に応じて、健康運動実践指導者を派遣し、健康づくりに役立つ運動や軽スポーツの指導も行っている。今後も、軽スポーツ教室や健康運動教室の充実を図り、だれもが気軽に楽しく取り組める運動として推進していきたいと考えている。

③保健福祉課を中心として、高齢者の健康づくりや介護予防を目的に運動を奨励し、実践している。その一端として、地区老人クラブの出前健康講座があり、専門家の理学療法士が運動指導を行ったり、各種介護予防教室で体操や機器を使ったマシントレーニングを行い、筋力維持を図る取組を行っている。また、介護予防教室の一つである高齢者体力増進教室の卒業生が自主グループを作り、定期的にマシントレーニングを実施している。教育委員会としては、幅広い年齢層の町民の方が気軽にできるスポーツとして、発祥の地ゲートボールの普及拡大に努めるとともに、スポーツ振興とあわせて高齢者の健康づくりとしても取り組んでいる。また、「チャレンジデー2010」において成果のあったラジオ体操、ヨガ教室、ノルディックウォーキングなど、新たなスポーツ教室の開催にも努めていく。

④保健福祉課との連携はもとより、団体やサークルなど町民の要請に応じて積極的に健康運動実践指導者を派遣し、生活習慣予防・健康づくりに役立つ運動や軽スポーツの指導を行っていく。なお、派遣要請の多い運動には、リズム体操、ストレッチ、筋力アップトレーニング、ウォーキング、フロアカーリング等々がある。



## 本町における口蹄疫対策について



高橋 仁美 議員

**町長**：82戸のすべての家畜に異常がないことを確認している。また、「芽室町家畜伝染病自衛防疫協議会」を組織し、口蹄疫に限らず予防活動を実施している。

**Q** 4月に宮崎県において家畜伝染病の口蹄疫が発生して以来、感染が拡大し、これまでに経験したことのない被害が広がり、深刻な状況が続いている。北海道でも感染の発生が心配される中、口蹄疫対策が始まっているようだが、本町ではどのような具体的な対策を行おうとしているのか伺いたい。

**A** **町長** 町内の全畜産農家を始め関連団体や町が会員となり、家畜伝染病の発生・拡大を予防する「芽室町家畜伝染病自衛防疫協議会」を組織し、口蹄疫に限らず協議会会員の手による予防活動を継続的に実施している。4月20日の口蹄疫発症以降の対応経過を申し上げますと、4月22日には、家畜保健衛生所の指導により、町内で牛・豚などを飼育している畜産農家全戸を対象に、異常家畜に関する調査を実施し、4月28日には、82戸のすべての家畜に異常がないことを確認した。また、衛生管理の徹底に関する予防啓發文書を送信し、情報の共有と予防活動の実施を周知している。4月23日には、芽室町家畜伝染病自衛防疫協議会として、畜産農家全戸に消石灰5袋の無料配布を決定し、30日に配布を終えたところである。町の独自対策としては、5月20日に、役場第2庁舎の入り口2か所に消毒マットを設置した。5月21日には、JAと協議し、消石灰上限20袋を補助対象として、そのうち半額を町とJAが折半で負担することを決定し、同日、畜産農家にその要望取りまとめを周知したところである。また、5月14日、15日、24日、25日の4日間にわたり実施した2か所の町営牧場への入牧作業で

は、車両及び入牧牛の徹底した消毒を行い、細心の注意を払って入牧を終えている。さらに、5月24日の役場内全体庁議では、畜産農家への訪問は極力避け、やむを得ず訪問する場合は車両及び靴底等の消毒対策を徹底するとともに、町の業務を請け負う事業者への協力依頼についても指示をしている。6月8日には、公共施設13か所に消毒マットを設置したほか、消毒用機材の追加購入を行うなど、緊急対策のため予備費をもって対応した。さらに、5月26日には、国民宿舎新嵐山荘が独自で消毒マットを設置したほか、芽室町家畜伝染病自衛防疫協議会では、畜産農家全戸に立入禁止看板の購入・設置を進めている。

## 高齢者の安心安全について

**町長**：既に購入された方との公平性や現在の普及率等を考えると、地上デジタル放送専用チューナー購入に対する助成は考えていない。

**Q** 2011年7月から、テレビは地上デジタル放送に完全移行されることになっており、娯楽ばかりではなく災害緊急時には情報を得る有効な手段であることから、安心安全な生活に必要なものである。そこで次の2点について伺いたい。

- (1) 先般、町内各地域で、総務省が主催して地上デジタル放送移行に関する説明会が開催されたが、参加者が少なかったように聞いている。高齢者を中心に理解が不十分ではないかと心配されるが、町としても今後説明会などを行うようにしてはいかかがか。
- (2) 豊頃町では、「災害情報を得るため」を主たる目的で、70歳以上の世帯を対象に町内の電気店で地上デジタル放送対応テレビや専用チューナー購入に対し町が助成をしているが、本町でも低所得で地上デジタル対応テレビの購入が難しい高齢世帯に対して、町内の電気店において専用チューナーを購入した場合に助成を検討してはいかかがか。

**A** **町長** 1点目、町としては広報誌による周知のほか、6月下旬から予定している安心キット配布にあわせ、民生児童委員の御

協力をいただき周知すること及び保健福祉部門の個別相談機会を利用した周知など、様々な機会を通じて周知に協力したいと考えている。なお、5月27日に総務省から発表された地上デジタル放送に関する浸透度調査の結果では、地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率は全国で83.8%、北海道では83.6%となっている。

**2点目**、既に購入された方そして今後購入される方の公平性の観点、助成をするときの高齢者の経済状況の確認と生活支援などの判断が極めて困難であること、さらに1点目で申し上げた普及率を考えると、現時点では町費をもって助成する考えはなく、御理解をいただきたい。

## 住民基本台帳カードの取組について



小椋 孝雄 議員

**町長**：交付手数料の無料化については、カードの普及状況を見極めながら判断していく。

**Q** IT化社会に対応するべく本町における住基ネットサービスの推進をどのように考えているのか、次の3点について伺いたい。

- (1) 住民基本台帳カードの普及推進のため、住民に対するカード取得メリットとしてのワンカード化（証明書等自動交付、印鑑登録証、図書カード等に利用できるシステム）の導入を検討しているか見解を伺いたい。
- (2) 芽室町の交付割合は、十勝管内ではどの位置にあり、また芽室町職員の交付枚数は何枚となっているのか伺いたい。
- (3) 住民が住民基本台帳カードを取得しやすいよう交付手数料の無料化を考えているのか伺いたい。

**A** **町長** 1点目、住民基本台帳カードは、本町では平成14年8月5日から稼動し、高い安全確保機能を有するICカードとして、一人一人に11桁の住民票コード番号を割り当て、氏名、住所、性別、生年月日の4情報を保有し、行政機関で申請や手続を行うための本人確認に活用されるものである。このカードを持つことで受けられるサービスは、どこの市町村等の窓口においても本人確認がなされ、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例処理による手続の簡略化、公的個人認証サービスの利用などがある。さらに、市町村長が条例で定めるところにより、カードメモリーの空き領域を活用して必要な情報を記録し、多目的に独自の行政サービスを提供することも、基本的には可能である。この多目的利用のサービス内容には、証明書自動交付機、印鑑登録証、図書館カード、申請書自動作成、公共施設予約等の利用に多く見られるが、全国的にもまだ少なく、平成22年4月1日現在の多目的利用団体数は、全国では162市区町村、道内では7市町であり、十勝管内市町村での利用はない。多目的利用等について庁内で検討を行っているが、1つに、現行システムの改修や増設等によってシステムに再構築が生じること、2つに、現在、この住民基本台帳カードの発行処理業務を財団法人地方自治情報センターに委託しているため、住民基本台帳カードの発行に2週間ほどかかり、町で即日交付するための措置などが必要なこと、3つに、住民基本台帳カードは10年間、公的個人認証サービス利用者のカードは3年間の有効期限があること、4つに、図書館利用者には児童生徒の利用が多いことから、管理の問題などが課題であると考えられ、現在のところ多目的な活用はしていない。ただし、今後とも多目的利用に取り組んでいる市町村の状況等について情報収集を行いながら、調査研究は継続していく。

**2点目**、本町の有効枚数は219枚で、住民基本台帳人口に対する交付割合は1.13%であり、管内では16番目という低い状況である。また、5月末現在の本町職員への交付枚数は19枚となっている。

**3点目**、住民基本台帳の交付及び再交付における手数料については、芽室町手数料徴収条例において、1枚につき500円と定めている。現在、本町では、生活保護法の適用を受けている方の申請にあっては手数料が無料となっているが、当分の間は住民基本台帳カードの普及状況を見極めながら、その動向の中で判断していく。

## 公共施設の地上デジタルテレビの設置について

**町長**：平成22・23年度をもって、すべての公共施設等に地上デジタルテレビの導入を達成する。

**Q** 平成21年3月町議会定例会に、芽室町の地上デジタル放送受信準備状況について一般質問を行い、その後1年3か月が経過した。本町の公共施設、福祉関係施設等における平成22年3月現在でのアナログテレビの設置台数のうち、買替又は専用チューナーの設置等の実行計画推進状況を伺いたい。

**A** **町長** 本町の公共施設及び福祉関係施設における平成22年3月現在のアナログテレビの設置台数は、平成21年度に38台を地上デジタルテレビに買い替えた結果、92台である。平成22年度は、買い替え27台、チューナーの設置9台を予定している。また、平成23年度は買い替え30台、チューナー設置9台を計画しており、22年度、23年度をもって75台が買い替え等の措置により、すべての公共施設等の地上デジタルテレビ導入が達成される。なお、残り17台のアナログテレビについては、テレビの状態によりビデオモニターとして利用するか、もしくは廃棄をする予定である。

## 被爆の実相を後世に伝えるために



梅津 伸子 議員

**教育長**：非核平和宣言の町として次代を担う子ども達に、過去の事実を風化させず伝承していくことは重要であると考えている。

本年5月、国連でNPT（核不拡散条約）再検討会議が開催された。道内で知事のほか120人の市町村長、62人の議長、60人の教育長より寄せられた賛同署名も道内代表団によって会議議長に届けられた。本町でも町長はじめ各分野、住民から寄せられた。核兵器廃絶実現に向けて2点について伺いたい。

**Q** 広島・長崎へのアメリカによる原爆投下以来65年を経た現在、かつてなく核兵器廃絶を求める国内、国際世論が高まっていることをどう考えるか。

**A** **町長** 国内では、唯一の被爆国として核兵器廃絶について様々な取組を展開してきた。世界的には非核保有国による核開発の動きもあるなど、なお核兵器による武力行使を懸念しなければならない状況が続いていることに大変憂慮すべきことと認識している。本町は昭和62年に「平和非核宣言」を制定している。核保有国の核兵器廃絶問題が具体化されつつある中、今後とも、昨年3月に加盟した平和市長会議をはじめ全世界の皆さんとともに手を携えていきたいと考えている。

**Q** 被爆者の平均年齢が77歳と高齢になっているなか、子どもたちに被爆体験を伝える機会をより多く設けることが重要と考えるが見解はどうか。

**A** **教育長** 人類史上悲惨な被爆体験国として核兵器廃絶を国内外に訴えていくことは重要であり、非核平和宣言の町として次代を担う子どもたちに過去の事実を風化させず伝承していくことは重要であり、今後も学校の教育課程の中で学校の求めに応じた中で継続していきたいと考えている。

## 税制改正に伴う負担増と軽減策について

**町長**：保育料の負担増対策については、国の動向や他町村の状況をみて、総合的に検討・判断していきたい。

2010年度税制改正により所得税、住民税の年少分の扶養控除（16歳未満）廃止のほか、特定扶養控除

（16～22歳）の高校生部分（16～18歳）が縮小される。子育て世代に増税となる上、手だてがなされなければ各種制度への影響で更なる負担増を招くことになることに関して次の3点について伺いたい。

**Q** 年少扶養控除廃止、特定扶養控除縮小の影響を受ける世帯数と増税額はいくらか。

**A** 所得税は平成23年分から、住民税は平成24年分から適用となる。

推計では、16歳未満の年少扶養控除廃止で増税になるのは1,440世帯（対象者3,430人中2,700人）で、増税額は所得税9,404万円、住民税8,288万円（道民税3,314万円・町民税4,974万円）である。16～18歳の特定扶養控除縮小で増税になるのは340世帯（対象者571人中390人）で、増税額は所得税901万円、住民税461万円（道民税184万円・町民税277万円）である。

**Q** 税金が上がることで各種社会保障制度の適用除外となるなど負担増の影響がでる。影響を受ける事業と影響額はいくらか。

**A** 新たに町民税非課税から課税世帯になることによってサービス自己負担増となる場合、所得によって料金区分が変わる場合が想定されるが、現時点で20以上の事業について負担増となると考える。総額の推計は困難である。

**Q** 特に影響の大きい保育料は、一人、年4万7,000円増となる。制度変更を行い、負担増を抑えるべきと考えるがどうか。

**A** 現行制度ではほとんどの世帯の保育料が引き上げとなる。現時点では、今後の国の保育料徴収基準額改正の動向、他市町村の状況を調査・研究するとともに、第4期町総合計画や町次世代育成支援後期行動計画の少子化対策及び子育て支援策の本旨にてらし、総合的に検討、判断していきたいと考える。このまま負担増になることは避けていくよう考えなければいけないと認識している。

# 地域振興策について

**町長：「中小企業振興条例」については、当面、制定する考えはない。**

**Q** 町内における中小企業振興のために行政の果たす役割はとりわけ大きいと考える。「中小企業振興条例」を制定し、町内企業施策の基本理念を定めるべきと考えるが見解を伺いたい。

**A** **町長** 道内では8市町村が条例を制定している。本町ではすでに理念から実践的支援策へと事業展開していることから、当面条例を制定する考えはない。今後の産業、経済の推移によっては、関係機関である商工会や商工協同組合などと時流をとらえた的確な協議をし、これまでの支援制度の充実や新たな支援策の検討、さらには中小企業振興条例制定についても議論・検討をすすめる可能性は持ち続けたいと考えている。

## 議会報告と町民との意見交換会の開催日程が決まりました！！

昨年から行っている町民との意見交換会の今年の開催日程、場所を次のとおり決定しました。今年度は3班編成、6か所で行います。多くの町民の方の御来場をお待ちしております。

### 市街地

- 平成22年10月19日（火曜）午後7時～（中央公民館・1班）
- 平成22年10月21日（木曜）午後7時～（南地区コミセン・2班）
- 平成22年10月22日（金曜）午後7時～（西地区コミセン・3班）

### 農村部

- 平成22年11月10日（水曜）午後7時～（祥栄ふれあい館・3班）
- 平成22年11月11日（木曜）午後7時～（坂の上地域福祉館・2班）
- 平成22年11月15日（月曜）午後7時～（美生農業研修センター・1班）

### 班編成

班名	議 員 名					
1班	尾藤 議員（経）	広瀬 議員（厚）	齋藤 議員（総）	岡崎 議員（厚）	藤森 議員（経）	
2班	平野 議員（厚）	西尾 議員（総）	高橋（仁） 議員（経）	飛田 議員（経）	小椋 議員（総）	
3班	川口 議員（経）	唯野 議員（総）	岩間 議員（厚）	梅津 議員（経）	常通 議員（厚）	

※ 正副議長及び議運委員長は全ての班に同行します。



昨年開催した意見交換会

6月17日開催の本会議において、次の意見書を可決し、国及び関係機関に提出しました。

## 持続可能な北海道畑作農業の確立に関する要望意見書

「前文省略」

### 記

#### I 輪作を基本とした北海道畑作農業の潜在生産力の最大限発揮

- 1 新たな食料・農業・農村基本計画の具体化に当たり、食料自給率の向上（安定供給）と多面的機能の維持、6次産業化に向けて、北海道における畑作農業の潜在生産力を最大限に発揮できるように、総合的な生産振興及び経営安定政策を講ずること。
  - 1) 基本計画に基づいて作付された畑作物については、生産者努力が報われるよう多様な用途・需要に応じた万全な販路確保対策や地場産業（製糖工場、でん粉工場など）の振興対策を講じるなど円滑かつ確実に生産・流通が実現できる政策体系を構築すること。
  - 2) 麦類、豆類、てん菜、馬鈴しょなど土地利用型作物を基本に、適正な輪作体系の維持による持続可能な畑作農業を実現するために必要な総合的な畑作物の戸別所得補償制度を講ずること。

#### II 畑作物の総合的な戸別所得補償制度の創設について

- 1 無償で提供されている国土・環境の保全など畑地が持つ多面的機能に対し、耕作する全ての農地にその対価を直接支払う制度「農地面積支払」を創設すること。
- 2 畑作物の所得補償制度として、生産現場の実態に即した適正な販売価格（農家手取価格水準）と生産費用（家族労働費の評価替えなど生産コストの適正化）との差額を補填する直接支払「作物別数量支払」を行うこと。

また、生産者の努力が報われるよう自給率向上や良品生産などに対する加算措置を講ずること。
- 3 現行の土地利用型作物を基本とする畑作農業に新たな戦略的作物を導入して輪作年数を伸ばすなど、地域の土地条件に即した適正な輪作体系を確立するための支援策を創設すること。
- 4 減肥・減農薬栽培や耕畜連携による完熟堆肥投入など自然循環型畑作農業に対して直接支払制度を創設すること。

#### III 農村振興政策の確立について

- 1 地域資源の保全、就業機会の拡大など、市町村が自主・自立の地域農政が行える支援策（交付金制度）を講ずること。
- 2 中山間地域等直接支払制度については、条件不利地政策として恒久化する措置を講ずること。

併せて、対象要件及び交付単価等の見直しを図り、地勢・気象・土地条件など農業生産における条件不利を補正（対象農業者に直接全額交付）する仕組みとすること。

#### IV 十分な国庫財源の確保について

- 1 持続可能な畑作農業の確立に向けて、国の責任として、必要かつ十分な国庫財源の安定的な確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年6月17日

北海道芽室町議会 議長 高橋 源

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
殿

# 「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的見直しを求める意見書

「前文省略」

記

- 1 「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」を抜本的に見直しをすること。
- 2 見直しに当たっては、地元の声を反映させるため、該当する自治体と十分協議すること。
- 3 当面は特例二間口校を復活させること。
- 4 高等学校の教育水準を引き上げるため、小規模校（2学級以下）に30人学級を早期に実現し、合わせて、小規模公立高等学校の教職員定数の改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月17日

北海道芽室町議会議長 高橋 源

北海道知事 殿  
北海道教育委員会委員長

# 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書

「前文省略」

記

- 1 食料供給力の確保を図るためには、農地の持つ機能を適正に発揮させる明渠排水、暗渠排水及び草地基盤の整備を継続的に実施することが不可欠であることから、地域において計画されていた事業が実施できるよう、農業農村整備事業の必要な予算の確保を図ること。
- 2 生産基盤整備の効果的・効率的な促進を図るため、事業の弾力的な運用などによるコストの縮減や、事業規模・工法等を見直すことにより、柔軟な整備が可能となるよう検討するとともに、地元負担の軽減に配慮すること。
- 3 食料自給率向上や消費者・実需者のニーズに対応した農産物の効率的・安定的な生産・流通システムを確立するため、生産・流通の合理化、高付加価値化、環境対策など、地域が計画していた施設整備のための必要な予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年6月17日

北海道芽室町議会 議長 高橋 源

衆議院議長 殿  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣

## ■議員研修

7月1日に札幌で開催された「北海道町村議会議長会議員研修会」に出席し、「農業ビッグバンの経済学」(独立行政法人経済産業研究所 上席研究員 山下一仁 氏)、「政局展望」(白鳳大学法学部 教授 福岡政行 氏)の講演を聴き、研修してきました。



■暦の上では二十四節気という「立秋」も過ぎ、この日を境に「秋立つ」日として秋の始まりとされています。実際にはこの頃が最も暑さの厳しい時期で暦の上とのズレはありますが、合理、不合理は別として季節の言葉として四季折々の風情を味わうのも良いのではないのでしょうか。さて先日、議会広報に貴重な御意見をいただきました。広報委員で検討した結果「まめ通信」7月号より編集後記の字体を「ゴシック体」から少しやわらかい「細丸ゴシック体」に変更し、また担当する委員の顔が見えるよう今月号より似顔絵で紹介することにしました。これからも改善できるものは随時検討しながら「より親しみとめくもり」のある分かりやすい議会広報の発行に努めていきたいと思っております。

■昨年から実施している「町民との意見交換会」は、2回目の今年度は「議会報告と町民との意見交換会」として市街地3か所、農村部3か所の計6か所で開催実施する予定です。多くの皆さんの御来場をお待ちしております。



小椋議員



齋藤議員

編集後記

### 皆さんの町政です。議会を傍聴しましょう！

※議会における本会議、特別委員会、常任委員会の様子は、どなたでも傍聴することができます。

<http://www.memuro.net/>

お問い合わせ：議会事務局 TEL 62-9731